

外国人労働者の人権と自由権規約 (B規約)

丹 羽 雅 雄

はじめに

生きた国際社会の中で、日本社会が果たすべき役割は何か。

一九九〇年度の日本国への外国人入国総数は三五〇万四、四七〇人で前年度と比較して一七・四パーセント増加している。このうちアジア地域から入国した総数は二一六万四、三七三人で、前年比では二〇・八パーセントの増加であった。また、日本人の海外への出国総数は、一九九〇年度では一、〇九九万七、四三二人で、前年比一三・八パーセントの増加である。以上の数字からも明らかのように、現代社会は、「モノ」、「カネ」のみでなく、「ヒト」の国際的移動も顕著である。昨今、日本政府や経済界等か

ら「国際化」や「国際貢献」という言葉が声高に叫ばれている。「国際貢献」としてのPKO活動、「国際経済援助」としてのODA (政府開発援助) 等々。

「国際化社会」を考える場合には、日本がアジアの人びとに二、〇〇〇万人以上の人的犠牲を強いた侵略戦争の痛苦な反省と、戦争責任・戦後補償を真摯に果たすことが前提である。しかしながら、旧日本軍に徴兵・徴用され戦死傷を負った在日韓国・朝鮮人には、未だ一銭の戦争犠牲者補償がなされてはいない。朝鮮の女性を中心とする「従軍慰安婦」問題、日本の戦争責任を肩代わりさせられたとも言える「B・C級戦犯」問題、在韓被爆者問題等、日本の敗戦後四六年を経た今日、アジアの人びとから、日本に対する戦争責任への謝罪と戦後補償を求めらるうねりが起きている。

このような日本社会をめぐる現状の中で「国際化社会」を考へる場合に、今一度、日本国憲法で唱われた次の文言を深く心に刻む必要がある。

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」(日本国憲法前文)

日本は、この憲法規範と人権の国際的保障の歴史的すう勢の中で、国際人権規約A規約、B規約を批准した。国際人権規約B規約の前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」と宣言され、国際社会における基本原則が、個人の尊厳・基本的人権の尊重と内外人平等であることを明らかにしている。

しかしながら、日本国憲法や国際人権規約が規定する基本的人権の尊重と内外人平等原則は、はたして日本社会において実現されているのであろうか。在日韓国・朝鮮人や台湾人——いわゆる旧植民地出身者に対して、日本社会はいかなる対応をしているのであろうか。またアジア地域等から生活と職を求めて滞日する外国人労働者とその家族に

対して、人権を守り差別のない社会を保障しているのだろうか。

以下、在日韓国・朝鮮人の人権問題は別稿にゆずり、特にアジア地域から滞日する外国人労働者の人権状況を、市民的及び政治的権利に関する国際規約(以下「自由権規約」という)との関連で考察することにする。

一、滞日外国人労働者の現状とその背景

1 実態

外国人労働者に関する実態調査は、主として摘発に関する統計によらざるをえない。このこと自体が、外国人労働者の日本社会における地位を端的に示している。以下入国管理局(以下入管局と略す)の摘発統計を参考にしてその実態を考えてみる。

法務省入管局によって、資格外活動及び資格外活動がらみの超過残留者(以下「超過残留者等」という)として摘発された一九九〇年度の総数は、二万九、八八四名であり、一九八九年度と比較すれば七九・九パーセントの増加であった。国籍別では、バングラデシュ(五、九二五名)が初めて一位となり、以下韓国(五、五三四名)、マレーシア

(四、四六五名)、フィリピン(三、八八六名)、タイ(二、四五〇名)、中国(一、一四二名)と続き、島根県と宮崎県を除く四五都道府県において、五八ヶ国の外国人労働者が摘発されている。従来は、東南アジア地域が主であったが、一九九〇年度では、西南アジア地域だけでなく、一四ヶ国のアフリカ地域も含まれている。このうち、男性の摘発者は、二万四、一七六名で全体の八〇・一パーセントに及んでいる。

法務省入管局によって判明した、彼ら、彼女らの稼働内容は、男性の場合、工員が七、六二〇名で男性全体の四五・二パーセント、建設作業員が六、七七四名で男性全体の四〇・二パーセントである。日本の青年層がきたがらないいわゆる「三K(きつい、きたない、きげん)」労働に従事し、人手不足に悩む中小企業を支えている。女性の場合は、ホステスが二、六〇二名で女性全体の五五・六パーセント、工員が六一四名で一三・一パーセントであり、近時、店員、ベビシッター等の職種が多様化を示している。年齢層は、二〇歳以上三五歳未満が全体の七一・二パーセントであり、青年層が中心である。

稼働の契機は、リクルーター等の斡旋業者が関与している場合が多く、六八パーセントに及んでいる。

特に暴力団がらみの仲介業者が関与している場合には、

人身売買、売春の強要、暴行、賃金不払、ピンハネ、監禁等の人権侵害事例が数多く報告されている。以上は、摘発統計を基に外国人労働者(超過残留者等)の実態を明らかにしたが、二〇万人を超えと言われる滞日する外国人労働者の労働・生活実態もほぼ同様のものと思われる。

2 背景

外国人労働者が生活のため職を求めて来日せざるをえない背景としてまず掲げられなければならないのは、南北問題に帰因する経済格差である。一九八八年度の一人当たりのGNP格差は、日本と比較して、バングラデシュ二二・三・八、中国六三・八、パキスタン六〇・一、タイ二一・〇、フィリピン三三・四である。かかる経済格差は、主として戦前の日本を含む「先進諸国」の植民地支配と、戦後における「先進諸国」の「第三世界」に対する社会的、経済的、政治的関係から作り出されたと言える。概括的に言えば、第三世界は、農産物や鉱産物等の第一次製品を安く輸出し、高い工業製品を輸入せざるをえない経済構造であったこと、特に第一次製品の価格操作や市場が日本企業を含む多国籍企業によって独占されたことが掲げられる。

また、日本企業を含む多国籍企業の進出によって、自然環境が破壊され、公害を輸出されたり、生態系自体も破壊さ

れたりした地域が数多く存在する。

これらによって、第一次産業である農業や漁業が疲弊し、小作人を中心とする農民は、職を求めて都市に流入するが、就職口がなく、多数の人びとが失業状態となっていること、彼ら・彼女らは、生活のため、止むなく海外に出稼ぎに行かざるをえなくなっていることがある。また、アジア諸国では、政府自体が外貨獲得のため、「海外出稼ぎ労働者輸出政策」をとっていることも海外出稼ぎ労働者を生み出す要因となっている。

更に、第三世界共通の問題として、日本を含む「先進諸国」からの「借款」問題がある。フィリピンの例をとれば、フィリピン政府の「借款」はすでに、三〇〇億ドルで、利子のみで毎年三四億ドルを支払わなければならない現状である。このように、経済格差の主要因は、日本を含む「先進諸国」の「第三世界」に対する社会、経済、政治構造（南北問題）にあるといわなければならない。日本の経済的「豊かさ」は、アジア地域の経済的「貧しさ」の上に成り立っているといっても過言ではない。

次に、日本社会において、人手不足に悩む中小企業を中心として、外国人労働者に対する雇用需要が存在することである。今や日本の下請産業にとっては、外国人労働者は無くてはならない存在になっている。

また、日本の性風俗産業は、アジアの女性達を欲しており、日本男性の性搾取の対象ともなっている。

二、自由権規約(B規約)と外国人労働者

以上の、日本における外国人労働者の実態とその背景論を前提にして、以下自由権規約からみた外国人労働者の具体的な人権状況を逐条的に述べることにする。

1 個人の尊厳

(一) 第七条(非人道的、品位を傷つける取扱いの禁止)

アジア地域から滞日する外国人労働者の多くは、合法的在留資格を有しないことや、日本社会におけるアジアの人びとに対する差別意識も相俟って、数かずの人権侵害を受けている。低賃金、賃金不払い、中間搾取、労災事故の隠蔽、長時間労働等の劣悪な労働条件下で働かされている人びとが多い。とりわけ、アジア女性の場合には、人身売買によって来日させられ、売春を強要されたり、監禁、暴行などの被害を受けている事例が数多く報告されている。例えば、ある韓国人学生の場合、彼は日本にいる実母を頼って来日し、三重県の飯場で働いていた。ところが、同じ飯場の日本人労働者によって、態度

が悪い(言葉がよく通じない)という理由で集団暴行を受け、緊急入院させられた。加害者との交渉の過程で彼の「給料明細書」を見ると、内容不明な項目によって多額のピンハネがなされていた。また、あるタイ女性のケースでは、リクルーターによって来日させられ、暴力団がらみの事務所二階アパートに閉じ込められて、六ヶ月間売春を強要されていた。彼女らは、六ヶ月の間一度だけ、雪を見に外へ連れ出してもらったのみで、あとは二階部屋に閉じ込められて監禁状態であった。この様なケースの場合、逃亡を防止するためパスポートを経営者が保管している場合が多い。彼女らには給料は全く支払われていなかった。

これら外国人労働者に対する人権侵害事例は、明らかに非人道的、品位を傷つける取扱いであり、本条に違反することは明らかである。更に女子差別撤廃条約や、人身売買禁止条約にも違反する。

(二) 第八条(奴隷及び強制労働の禁止)

名古屋市南区のスナック「ラパン」で発生した、フィリピン女性に対する監禁、暴力等事件は、現代奴隷労働・強制労働を端的に示している。スナックの経営者らが、女性達を「座敷牢」の中に監禁し、売春を強要するのみでなく、売春をいやがる女性に対しては、殴る蹴る

の暴行を加え脅迫し続けた人権侵害事例である。

この「ラパン事件」は、一九八八年八月に開かれた国連人権小委員会現代奴隷制作業部会に報告されている。同部会は、①出稼ぎ女性の受け入れ国は、売春ないし奴隷的状态における搾取を受けぬよう女性を守るための保障をすべきこと ②受け入れ国と女性の母国は、これらの搾取防止のため密接に協力すること ③すべての加盟国は、これらの搾取防止のための国家機関ないし制度の確立を検討すること、の決議を行った。しかし、日本政府は、滞日アジア女性に対する具体的な救済措置を執らずにこれを放置し、ひたすら「不法就労者」として「強制退去」を繰り返しているにすぎない。

日本の労働基準法や最低賃金法、労災保険法等の労働諸法令は、「合法」「不法」を問わず、外国人労働者にも適用される。また刑法、売春防止法等も存在する。しかし、彼ら・彼女らは、「合法」在留資格がないことから、「不法就労」の発覚によって強制退去や、刑事罰(超過残留では三年以下の懲役若しくは禁固又は三〇万円以下の罰金)を受けるのを恐れて、ほとんどが泣き寝入りせざるをえないのが実態である。自由権規約に違反し、日本の労働法令等にも違反する人権侵害がある以上、彼ら・彼女らの人権を保障することが最大の課題である。

2 外国人と刑事手続

(一) 第九条(身体の自由と安全)

同条二項は、「逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる」と定められている。自由権規約における刑事手続に関連する規定(第九条、第一〇条、第一四条、第一五条)はいずれも、国籍を問わず「すべての者」に適用される。

外国人の場合、日本語を理解しない人びとも数多い。ところが、日本の刑事司法の実状は、逮捕状や勾留状、起訴状、公判手続、判決内容等について、被疑者・被告人が理解できる言語による翻訳文が添付されてはいない。外国人のほとんどが、日本語による逮捕状等を示されても読むことができず、その逮捕理由を知ることができない。このような実状は、外国人の被疑者・被告人に対して、刑事手続の全過程を知る権利を保障しないに等しい。

同条一項は、「何人も、恣意的に逮捕され又は拘留されない」と規定する。ところが、「不法残留罪」は、その法定刑等からみて、いわゆる重大犯罪と言えず、逮捕・勾留の法律上の要件があっても、必ずしも身柄の拘束

をしなければならぬものではない。しかし、他の犯罪(大麻、放火等)を取調べるために「不法残留罪」を理由に逮捕・勾留する「別件逮捕」が数多く報告されている(浦和地裁一九八九年一〇月一二日判決参照)。このような取扱いが、明らかに「恣意的な逮捕」といえるものである。

更に同条三項は、被拘禁者に対して、「妥当な期間内に……釈放される権利」を保障する。しかし、日本の保釈運用は、外国人労働者の場合に、「被告人の氏名又は住所が判らないとき」(刑事訴訟法)を容易に適用して保釈を許可しない場合が多い。同条は、逃亡のおそれ、公判廷への不出頭のおそれを類型化したものであるが、外国人労働者であることから直ちに「逃亡のおそれ」を類推することは不当である。

どの程度の期間日本に住所を定め生活をしているのか、身柄引受人はどのような人物か等を適正に評価して保釈の可否を決めるべきである。

(二) 第一四条(公正な裁判)

同条三項(f)は、「裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」を規定する。外国人被疑者・被告人の場合、捜査・公判の全過程において、自らの防禦

権が保障されるためには、通訳人の援助が不可欠である。自由権規約は、この趣旨を受けて、「無料で通訳の援助を受ける」権利を保障している。しかしながら、日本の刑事司法の実状は、取調警察官が通訳人も兼ねていたり、検察官の取調べについても、同一の捜査官通訳人が配置されたりしている。また、公判段階においても、適正な法定通訳人の数が少ないこともあって、未だ、公平で能力のある通訳人による適正な通訳を受ける権利が保障されているとは言えない実態である。

ドイツ人の被疑者で英語は日常会話程度であるのに、英語の通訳がなされ、英語による読み聞けも十分になされずに日本語で調書が作成され、供述内容も誤っている例などが報告されている。

すべての者は、刑事手続において平等に取扱われ、適正な手続に従って、公平な裁判を受ける権利を有する。しかし、不当な起訴や不当な量刑等の不平等取扱いも多い。アジア系の外国人の場合、前科・前歴もなく、三、〇〇〇円の口紅を万引きし、店を出たところで逮捕され、被害品も還付されているにもかかわらず、逮捕・勾留の後、起訴され、懲役一〇月、執行猶予三年の判決を受けるといふように、日本人の場合なら起訴猶予相当事案にもかかわらず、容易に起訴される場合も数多い。また、

量刑(判決内容)においても、不平等取扱いといわざるをえない事実が報告されている(外国人の量刑問題研究会)。同会が調査したところによると、一九八四年一月から同八七年一〇月までの間に、東京地裁において窃回数二回以下、窃取金額五〇万円未満の窃盗被告事件に関する判決内容をみると、外国人被告人計九九名、日本人計二二二名のうち、各判決において実刑判決となったのは外国人八八名(実刑率八八・九%)、日本人九六名(実刑率四三・二%)であった。外国人被告人の実刑率は、日本人被告人の二倍以上に及んでいる。

(三) 第一〇条(自由を奪われた者の待遇)

外国人被拘禁者の処遇原則は、「人道的かつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われなければならない。自国領事館・大使館との通報や信書の発受を始め、家族や知人との面会や信書の発受も十分に保障されなければならない。しかし、行刑当局は、家族との外国語の使用は、職員が理解できるかぎり許可するとしており、職員が理解できない言語の場合には、面会が許可されないという不当な取扱いとなる。

また、外国人の被拘禁者の処遇については、被拘禁者の言語・宗教・食事・習慣その他文化上の違いを配慮した取扱いがなされなければならない。しかし、代用監獄で、外国人被疑者が、御飯と梅干しの朝食が喉を通らず、「パンとコーヒーがほしい」と頼んだが取り合ってもらえなかったとか、暖国出身者に対して、冬期に暖房設備がなく手がしもやけで出血するという例も報告されている。大阪弁護士会は、「外国人と刑事手続」に関する現状と課題を明らかにするため、一九九一年一月八日、シンポジウムを開催し、外国人に対して適正な刑事手続を保障するための各種方策を提言した。

3 第二二条（居住、移動、出国の自由）

(一) 日本に在留する外国人は、上陸した日から九〇日以内に外国人登録申請をしなければならぬ（外国人登録法）。そして、外国人登録証明書の交付を受けた後は、この証明書を常に携帯しなければならず、違反すれば刑罰の制裁がある。このような外国人登録法の規定は、自由権規約一二条一項の移動の自由の制限となり、同条項に違反すると言わざるをえない。

また、超過残留者の場合、多くの人びとが、雇用主やリクルーター等によって、紛失防止と称してパスポート

を取り上げられている。その実態は、逃亡防止であることが多い。パスポートも常時携帯義務があり、不所持による刑罰も存在する（入管法）。パスポートの取り上げは、外国人労働者に対する明らかな人権侵害であろう。

(二) アジア系外国人労働者の多くが、合法就労ビザを有しないことから、彼らは入管局や警察官による摘発におびえ、不安の日々を送っている。「いつ入管に捕まるかわからないという不安も頭から離れません」「今でも夜は絶対、外出しません。警察官の職務質問が怖いからです。日曜日もアパートの中でじっとしています」これは、パキスタンのカラチ大学で経済学を専攻したが、就職口がなく止むなく日本に働きに来ているA・アハマドさんの言葉である。彼はまた、次のように言う。「日本は確かに豊かです。しかし、私たちアジア人への差別はすごい。アパートを借りようと思っても、不動産屋は私の顔を見ただけで取り合ってくれないし、電車の中でも私の横に座る人は少ない。これが欧米人だったら手のひらを返したようになる」と。現在、大阪地方裁判所において、民族名を明らかにしたことによって、マンシヨンの入居を拒否された在日韓国人（特別永住者）、裏建一氏の「入居差別」裁判が争われている。在日韓国・朝鮮人に対してすら、アパート等の入居拒否による住居権侵

害は後を絶たない。外国人労働者や留学生、就学生に対する入居差別は、ますます増加している。

(三) 同条二項の出国の自由は、一時的な出国をも含むもので、外国人にも適用されると解される。また、同条四項は、「自国に戻る権利」を規定する。この「自国」とは、国籍国のみならず定住国をも含むと解釈されるのが正当である。どこかで入管法は、再入国の許可制度を設け、在日韓国・朝鮮人（特別永住者）に対しても適用対象としている。法務省の見解は、許可行為は広範な自由裁量行為であるとする。「在日」の人びとに対して、再入国許可制度を適用することは、その歴史性と生活実態からみて不当であろう。超過残留外国人の場合、「出国の自由」は強制退去と重なり合う。たとえ、日本社会において家族を有し生活基盤を作ろうとも、滞在の期間の長短を問わず、再入国許可は出ない。強制退去でも、一年後の入国は許容されるのが法の建前ではある。しかし、一年後の再来日の場合ですらブラックリストに登録されるなどによって、「ビザ」発給は困難をきわめるのが実状である。

4 第三三条（外国人の追放）

外国人に対する強制退去に関して、現在大阪地方裁判所

において、強制退去令書発布処分取消訴訟が争われている（フィリピン母娘、ヨランダ・マリ事件）。ヨランダさんは、一九八一年八月にフィリピンから興行ビザで来日し、徳島市内で働いていたが、日本人男性Aと知り合い結婚した。ところが、Aの暴力に耐えかね、大阪に来る。そこで日本人男性Bと知り合い、妊娠。出産準備のためいったんフィリピンに帰国したが、Aの妨害によって配偶者ビザの発給を受けられず、短期ビザにて再来日した。大阪にて、マリちゃんを出産。その後、ヨランダさんはBと共に、Aとの離婚を申し入れたが、協議が難行した。その内に、Bも心変わりして他の女性と結婚してしまった。その後、Bによるマリの認知、マリとAとの間の親子関係不存在確認訴訟、Aとヨランダとの離婚等身分関係の調整がなされた。ところが、大阪入管局は、ヨランダ・マリ母娘に対して、超過残留者として強制退去令書を発布して来た。直ちに弁護士が結成され、強制執行停止仮処分申立と強制退去令書発布処分取消訴訟が提起された。

弁護団の主張は、①ヨランダさんは、一〇年にわたって日本で生活をし、②マリちゃんは、日本人の父親を持ち、日本で生まれ育ち、日本の幼稚園、公立小学校に入学している。③強制退去は、ヨランダ・マリ母娘の日本での生活基盤を根こそぎ奪うだけでなく、マリちゃんの教育を受

ける権利を奪い、「子どもの最善の利益」に反し、父親と義兄弟との家族離散を生み出す、④強制退去は、個人の尊厳、幸福追求権を侵害し、非人道的取扱いであり憲法・国際人権法に違反する等である。国側は、一貫して、「入管行政は日本国と日本国民のためのものであり、外国人のためのもではない」「マリは幼児・学童であり、母親に養育されるべきである。母が退去事由にあたる以上、子供も退去されるべきである」と主張する。日本の入管行政が、国益中心主義で、「広範な裁量」の名のもとに、ほぼ一律に超過残留者を追放するならば、かかる国家行為は、自由権規約を始めとする国際人権法に違反すると言わざるをえない。入管行政においても、国際人権規範がその判断基準の重要な要素とならなければならない。一九九〇年一月二二日、大阪地裁は、ヨランダ・マリ母娘に対して、一審判決までは強制退去しないとする執行停止決定を出した。いわく、①ヨランダさん母娘が本人の希望に反して日本での生活を奪われ、居住の自由にかかわる回復不可能な損害を受ける、②マリにも実父の日本人男性と会うことが困難となる、③ヨランダは最初は合法的に日本に来ており、途中で在留期間を超えたのは、出産を間近に控え、父親の日本人男性と結婚する見込みがあった、④マリは日本語しか話せず、小学校に入学する予定で（一九九一年四月から公

立小学校に入学した）、日本との密着の度合いが強い。——である。

現在、裁判所に対して「公正な裁判を求める署名」が一萬五、〇〇〇名分を超えて提出された。小学校の教職員や保護者、居住地の住民を中心に、ヨランダ・マリを地域社会に迎え入れ、共に生きる社会が着実に確かされている。

5 第一七条（プライバシー、家庭、住居、名誉等の尊重）

「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉されない」。外国人労働者とその家族に対しても本条項が当然に適用される。

ところが近時、大阪・ミナミで働く外国人の間で「偽装結婚」が発覚したことで、大阪府警は、外国人向けの「質問カード」を作成し、「パスポートを見せてくれ」等の街頭職務質問やマンションなどの巡回訪問を始めた（九一年一月八日朝日朝刊）。外登証やパスポートを所持していない場合、住居まで同行して、事実上の搜索を行う例もある。警察による過度の取締りは、外国人労働者のプライバシーを明らかに侵害する。「偽装結婚」の場合も、その内容は千差万別である。あっせん業者の金もうけのために、「不安定な在留資格」という弱みに付け込まれたアジアの

女性達も多い。彼ら・彼女らのプライバシーを含む人権尊重の視点こそ必要である。

また、マスコミによる「外国人労働者の犯罪報道」にも問題は多い。外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者の犯罪も増加する傾向はある。しかし、日本人の犯罪と比較して決して多発しているわけではない。増してや、外国人犯罪が凶悪犯罪化しているわけではない（前記の一・八「外国人と刑事シンポ」の際、大阪地裁の聞き取りにおいても同趣旨の回答であった）。

しかし、マスコミの多くは、外国人の犯罪の場合に、見出しを大きく、かつ衝撃的に記載することで、あたかも「治安悪化」を強調するような論調も多い。先に引用した、A・アハドさんは次のように言う。「日本政府は私たちのような外国人が増えると、犯罪が増えると言いますが、これは差別意識の裏返しです。家族のために、その家族と別れ、日本へ来ている私たちに、どうして犯罪なんか起こせるでしょうか」と。

6 第一九条（意見及び表現の自由）

現代社会において、表現の自由を実質的に保障するためには、「知る権利」が重要である。外国人労働者の多くが、賃金不払いや売春強要等の人権侵害を受けながら、日

本の法律や生活情報を知らないために権利救済を受けられない場合が多い。日本政府や、地方自治体は、外国人の人権保障のために、彼ら・彼女らの理解できる言語によって、「外国人ハンドブック」を作成し、これら情報を周知する必要がある。しかし、日本の行政当局は、日本の制度や、医療、住居等の生活情報を適正に、彼らに提供してはいない。このような状況の中で、大阪弁護士会は、人権侵害を防止し、権利保障のための「外国人人権ハンドブック」を、一八言語で作成準備中である。

7 第二〇条（戦争宣伝及び憎悪の唱導の禁止）

近時、建設現場で、日本人労働者からフィリピン労働者に対して、「ピン公」と言う差別的言辭が投げかけられる。また、大学施設内の壁に、「外国人労働者は日本から出て行け」という差別落書きも発見されている。日本社会のアジアの人びとに対する排外的差別意識は、未だ根深く存在する。外国人労働者問題の重要な課題の一つは、かかる日本社会の排外意識を変革し、アジアの人びとと、異なる文化を尊重し合いながら、共に生きる社会をいかに確かかにある。

外国人労働者を多く受け入れているドイツ・フランスにおいて、近時、外国人労働者排斥運動が極右グループに

よって起こされている。(西ドイツは一九八六年で外国人雇用者数一五九万一千人で労働人口全体の七・七パーセント、フランスは一九八五年で一六五万八千人で全体の六・六パーセント——労働省職安局編『今後における外国人労働者受入れの方向』参照。ちなみに、日本における合法外国人労働者は在日韓国・朝鮮人を含んでも〇・七パーセントにすぎない)。

差別は人間に対する冒瀆である。国連加盟国一六六ヶ国中、既に一三〇ヶ国が批准している人種差別撤廃条約を日本政府は未だ批准していない。自由権規約を批准した日本政府は、国際的責務として、人種差別撤廃条約を早期に批准し、差別防止に向けた国内立法措置を講じるべきである。

8 第二条(結社の自由、団結権)

合法、「不法」を問わず、すべての外国人労働者には、結社の自由と労働組合を結成し、これに加入する権利が保障される。しかし、現実には、「不法就労」であることから、強制退去や刑事罰を恐れて、使用者に対して、権利を行使できない人びとが多い。しかし、近時、勇気を出して権利獲得のため立ち上がった例がある。

フィリピン女性である彼女達は、日本企業とフィリピン

た。

一九九〇年六月一日の入管法の一部改正は、「単純労働者」の締め出し政策を再確認した。しかし、日本政府は、人手不足に悩む中小企業の要請もあって、第一に、研修生枠を緩和し多数受け入れる、第二に、日系人労働者を「定住者」として受け入れる(現在、南米から約一五万人の日系二世、三世が来日している)、という政策をとっている。

しかし、「研修生」の受け入れは、一歩誤れば「最も安上りの労働者」の受け入れになりかねない。「研修生」の人権を守るガイドラインの策定が急務である。また、研修実態が労働である以上は、労働諸法令の適用ないし準用がなされるべきであろう。一九九一年一〇月、労働省等の四省の指導の下で財団法人「国際研修協力機構」が設立された。右機構の指導に基づいて研修を行う企業と研修生には、一年は「研修ビザ」、残りの一年は「特定活動ビザ」を付与して就労を認める政策が検討されている。この場合においても、初年度の研修が、実務研修(労働)を伴う以上、労働者に準じた権利が保障されるべきであろう。

日系人労働者の受け入れにあたって、自民党外国人労働者問題特別委員会委員長は次のような発言をしている。

「日系人は、同じ血がながった民族だから、締め出すのは忍びない」と。また入管局幹部は、「外国人を入れると

現地リクルーターによってフィリピンに設立されたペーパーカンパニーから派遣された「研修生」である。彼女達二十七人は、現地において、月八万五千円の手当で、休祝日休みという契約で来日した。ところが、「研修」とは名ばかりで、民間コンピューター情報会社のオペレーターとして、休日なしの二二時間労働を残業手当なしで二ヶ月間強要された。更に、契約に反して手当は月額六万三千円。重労働の末、三人が頸腕症にかかった。「研修生は労働者ではない」という入管法の下では、実態が労働者であろうとも、労働者としての労働基本権は保障されない。最低賃金法、労働基準法、労働組合法、労災保険法等は、合法「不法」を問わず、労働者であれば外国人にも適用がある。しかし、「研修生」には、これら労働諸法令は適用されない。彼女らは、使用者側の「研修生」という名の「安上がり労働者」扱いに耐えかねた末、九人が日本の労働組合に加入した。実態として労働者であり、労働者の権利を要求すれば、資格外活動として強制退去の恐れがあった。しかし、彼女達は立ち上がったのである。団体交渉の末、一定程度の権利を獲得して彼女達は帰国した。しかし、フィリピンでは未だ彼女達の職場はない。彼女達は、日本企業と日本の法制度に対して、怒りを現した。しかし、同時に、彼女達を支え共に闘った日本の仲間に対して深い信頼を寄せ

いっても、日本人の子孫だ、という安心感がある」と述べた。アジア系外国人は「不安」な存在なのであるか。また入管行政にまで「単一民族国家」幻想を持ち込んでいるのであろうか。日系人労働者のはとんどは、二世、三世であり、国籍もブラジルやペルー等の外国籍であり、文化も言葉も異なる人びとである。同じ「単純労働」でありながら、アジアの人びとは締め出し、日系人は「血のつながり」という理由で受け入れるという入管行政は、ともすれば排外的入管行政になりかねない。外国人労働者受け入れ問題は差別なく同等に保障されるべきものである。

9 第三条、二四条(婚姻の自由と児童の権利)

「家族は、社会の自然かつ基礎的単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する」

第一条(外国人の追放)で述べたように、ヨランダ・マリ母娘の事例の場合、彼女らが強制退去させられるならば、娘マリにとって、実父(日本人)と義兄弟との家族合流の権利が奪われる。またマリの実父から扶養される権利も侵害される。母娘の日本での生活基盤も根こそぎ奪われる。

近時、日本人と国際結婚をする外国人も多い。しかし、彼ら・彼女らの配偶者が死亡したり、離婚に至った場合、

配偶者ビザはそれによって終了する。入管当局は、引き続き安定した「定住者」等のビザを付与することなく、不安定な短期ビザに切替える例も数多い。これでは、日本で長年働きあげた社会生活関係が奪われる恐れがある。「定住者ビザ」等の安定的ビザが与えられるべきであろう。また、超過残留者と日本人との間や、超過残留者どうしの内縁関係も多く存在する。彼ら・彼女らに子どもが生まれた場合、子ども達の法的地位が問題となる。そして就学の権利も問題となる。親の在留資格がどうであれ、子ども達の権利は最大限尊重されなければならない。自由権規約の完全実施と共に、子ども達の権利条約の早期批准が要請される。

10 第二十五条（参政権）

日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人に対して、日本の法制度は国籍条項を設け、彼らに地方自治体参政権を保障していない。

また、日本政府は地方公務員への就任権すら、一般事務職について門戸を閉ざしている。在日を始めとする定住外国人に対して、公務就任権を含む地方参政権の保障が急がれる。参政権保障は、国際的な流れでもある。

11 第二十六条（法の下での平等）

社会権規約（A規約）に関する事項について差別的取扱いがあった場合は、本条にも違反する。外国人労働者に関する問題で緊急に解決されるべき課題に、生活保護——緊急医療扶助の問題がある。京都府八幡市に住んでいたフィリピン女性ブレンダ・ガルシアさんは、くも膜下出血で倒れて緊急入院した。医療費約三三〇万円。彼女は超過残留者で、社会保険に加入しておらず、入院費を支払う蓄えもなかった。彼女を支援する人びとが、同市福祉事務所に生活保護の申請をしたところ、「厚生省から定住者以外の外国人に生活保護の適用をしないよう行政指導を受けた」との回答であった。

しかし、一九五四年、厚生省は、「生活に困窮する外国人の生活保護について」（同年五月八日社発三八二号社会局長通知）とする基本通達を出しており、右通達は非定住外国人にも生活保護の適用を認めており、この通達は現在も有効である。そして、地方自治体においても、右通達に従って、定住、非定住の区別なく、生活に困窮する外国人に生活保護——医療扶助を適用して来た所もある。緊急医療扶助は、人間の生存にとって必要最少限度の保障である。一九九〇年一二月に国連において採択された「すべて

の移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」第二八条は、「生命の維持と回復しがたい健康被害の防止のために緊急に必要とされる医療を受ける権利」を、不正規労働者にも保障している。また、社会権規約第九条は、すべての者に「社会保険その他の社会保障」を平等に受ける権利を保障する。日本社会は、人間として最少限度保障されなければならない生存権すら奪おうとしているのであろうか。

12 第二十七条（少数者の権利）

少数者（マイノリティ）の権利が保障されない社会には、真の自由と民主主義は存在しない。

外国人労働者とその家族の在留資格が合法か否かを問わず、彼ら・彼女らの基本的人権と文化的独自性は尊重されなければならない。

そして、民族教育を含む、文化的アイデンティティを保障する具体的施策が実施されなければならない。日本語を学ぶ識字学級の設立、母語と出身国の文化等を学ぶ施設の組織化は重要な課題である。

「単一民族国家」論は幻想である。日本社会には、アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、独自の文化を有する沖縄の人びと、そして二〇万を超えるアジア諸国から滞日する外国

人労働者の存在。私達は、異なる文化を有する人びとと共に生活をしている。「国際化社会」はすでに地域社会の中から、「内なる国際化」として着実に始まっている。

三、差別なく、共に生きる社会を求めて

外国人労働者の多くは、家族のいる慣れ親しんだ自国で働くことを望んでいる。生活苦から止むをえず職を求めて来日しているのである。自由権規約第一条は、民族自決権を規定する。すべての人民は、「経済的、社会的及び文化的発展の権利」を有する。

外国人労働者問題の長期的課題は、彼ら・彼女らが、自国において政治的・経済的に自決し自立できる環境を創出することである。

日本社会も責任の一端を負う「南北問題」の是正が必要である。日本政府は、ODA（政府開発援助）によって、経済「援助」をしているという。しかし、ODAの実態こそ問題とすべきである。

ODA贈与比率（一九八九年度）をみれば、有償が五五パーセントであり（利息つき）、開発援助委員会加盟国一八ヶ国中最下位にすぎない。また、大規模プロジェクト中心で、日本企業の利益にはなるが、地元住民や先住民への

「援助」にはなっていない、事前調査やアフターケアが不
 充分で、「援助」資金が環境破壊や、住民の立ち退き、先
 住民の権利侵害に使われている等批判の声が大きい。アジ
 アの人びとにとって自立と自決のための「援助」こそ追求
 されなければならない。⁽¹⁾

中期的には、外国人労働者とその家族の人権保障法が制
 定される必要がある。

当面の課題は、第一に、すべての公務員に対して、入管
 当局への「通報義務」を免除することである。第二に、ア
 ムネステイ（違法状態是正措置）を導入し、既に滞日する
 外国人労働者に対して、滞日期間に応じた「合法在留資
 格」を付与する措置を講じるべきである。第三に、外国人
 の人権保障のための総合窓口を国、地方自治体に設置する
 ことである。

自由権規約における「基本的人権の保障と差別の禁止」
 は、人権の国際的保障の基本原則である。人権は国籍と国
 境を超えなければならない。そして、異なる文化をもった
 人びとと共に生きる社会こそ創造されなければならない。
 外国人労働者とその家族のために、そして私達一人ひとりの
 自由と人権のために。

注

- (1) 『国際人流』一九九一年六月参照
- (2) あるすの会編『ラパーン事件の告発』柘植書房参照
- (3) 一九九一年一月八日 大阪弁護士会
 「外国人と刑事手続」シンポジウム報告集参照
- (4) 鷺見一夫著『ODA援助の現実』岩波新書参照